

議 長 日程第1「議案第15号令和8年度松田町一般会計予算」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さんおはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第15号令和8年度松田町一般会計予算。

令和8年度松田町一般会計予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出)

予算第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億9,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出。

松田町長 本山博幸。

この説明に関しては、各課長さんたちに款項を中心に簡潔に説明するように

という指示はしておりますが、長く話をしたり、ものすごい逆に早かったりとかいう課長もいると思うので、御承知のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議 長 これより細部説明に入りますが、各担当課長には今、町長からお話があったように、説明は要点を簡単明瞭にお願いします。

それでは、担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、細部説明のほうをさせていただきます。

初めに6ページになります。第2表の債務負担行為から、そして7ページまでにつきましては、私のほうから説明をさせていただき、歳入の町税につきましては、税務課長から説明させていただき、それ以降の歳入は、私のほうから説明させていただきます。

なお、歳出のほうは各担当の課長並びに室長から、款項を中心に主な事業、または拡充事業を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、6ページより説明させていただきます。

第2表、債務負担行為でございます。

事項でございますが、自動車借上料（ミニバン）、そして電算機器の賃借料、戸籍クラウド等利用料、そして戸籍電算システムの賃借料、町立中学校の生徒用の机等の購入費、ネットフィルタリングの使用料、そして生涯学習センターの電話機の賃借料7件分、期間につきましては記載のとおり、また限度額についても一番右の表のとおり期間においての限度額となっていることでございます。

それでは、7ページになります。第3表、地方債でございます。

こちらのほうの事項ですね、目的、庁舎整備事業につきましては、庁舎のLEDの導入に伴う事業費でございます。

続きまして、地方創生拠点整備事業につきましては、ボトルドウォーター生産整備事業に伴うものがございます。なお、地方債の交付税算入率は30%となっております。

続きまして、観光施設等整備事業、これはスポーツツーリズムの拠点整備事業

における、いわゆる寄テニスコートほかの整備に伴うもので、こちらのほうも交付税措置率は30%となっております。

続きまして、公園施設等の整備事業につきましては、中丸児童公園の整備に伴うものでございます。こちらは、交付税算入率は財政力指数で増減しますが、おおむね50%の算入率というところでございます。

続きまして、防災施設等の整備事業、こちらは小田原市消防の松田分署土地購入によるものでございます。

続きまして、教育施設等整備事業、こちらは生涯学習センターにおける整備事業に伴うもので、交付税算入率はおおむね40%となっております。

続きまして、体育施設等整備事業、こちらは松田中学校のナイター施設の改修事業でございます。こちらの事業につきましても、交付税措置率は40%を見込んでございます。以上でございます。

税 務 課 長 それでは、歳入について御説明させていただきます。

予算書では、14ページ、15ページをお願いいたします。また、参考資料2、令和8年度松田町一般会計予算説明資料では、1ページでございます。

初めに、町税でございます。町税全体では、対前年度1,864万6,000円、1.2%の増を見込んでおります。款町税、項町民税、目個人でございます。対前年度2,482万5,000円、4.3%の増を見込んでおります。主な要因といたしましては、現年課税分の説明欄、所得割において、令和7年度の課税状況を踏まえ、1人当たりの所得割額の増加を見込んだことによるものでございます。

次に、目法人でございます。対前年度1,158万7,000円、11.6%の減を見込んでおります。主な要因といたしましては、法人税割において、令和7年度の課税状況を踏まえ、企業収益の変動などを見込み、減額としております。

次に、項目ともに、固定資産税でございます。対前年度402万7,000円、0.5%の増を見込んでおります。現年課税分の土地につきましては、204万3,000円、0.6%の減となっております。土地の価格の下落や、開発地の住宅用地化による軽減などを要因としております。家屋につきましては、549万1,000円、2.1%の増を見込んでおります。新築家屋の増加などを見込んだものでご

ございます。償却資産につきましては、令和7年度の課税状況を踏まえ、157万4,000円、1.2%の増を見込んでおります。

次に、項軽自動車税、目環境性能割でございます。この環境性能割は、令和元年10月1日に自動車取得税の廃止に伴い導入されたもので、軽自動車税の取得時に環境性能などに応じて県が賦課徴収し、その後、町に払い込まれる仕組みとなっております。対前年度235万8,000円、84.7%の減を見込んでおります。これは、令和8年度税制改正において、令和8年3月31日をもって廃止されることとされているため、令和8年度予算では、2月分及び3月分の2か月分のみを計上していることによるものでございます。

この環境性能割廃止に伴う減収につきましては、安定的な財源確保の観点から、国において対応が検討されており、それまでの間は国の責任において措置することとされております。令和8年度につきましては、地方特例交付金により補填される予定となっております。

次に、目種別割でございます。取得台数の増加などを見込み、181万2,000円、5.9%の増としております。項目ともに町たばこ税でございます。加熱式たばこの課税方式の見直しにより、192万7,000円、4.0%の増を見込んでおります。町税の説明は以上でございます。

参事兼政策推進課長 それでは、款地方譲与税、項地方揮発油譲与税でございます。説明欄で御説明をさせていただきます。まず、地方譲与税と地方交付金につきましては、地方交付税法に基づきまして地方財政計画というのが国において作成されております。その計画をもとにですね、それぞれの譲与税等の額がおおむね決まってくるというところで御説明をさせていただきます。

初めに、地方揮発油譲与税でございます。こちらは、ガソリンの引取者が国に納める揮発油税と地方揮発油税の収入の一部によって納められるものでございます。今回は、ガソリン税の暫定税率の廃止、2025年12月31日に廃止をされ、1L当たり0.8円が廃止ということの影響を踏まえて、全体の影響が約15%となりますので、100万円分が減額となっている形になってございます。

続きまして、自動車重量譲与税でございます。こちらにつきましては、国が徴

収する自動車の自動車税の一部を地方へ譲与するものでございます。

続きまして、森林環境譲与税でございます。こちらにつきましては、森林の適正管理、また地球温暖化防止を目的とした国税でございます。この国税は1人当たり1,000円を財源に、県・市町村へ配分される地方財源でございます。こちらにつきましては、私有林の人工林面積や林業就業者数、そして人口に基づき案分されて交付されるものでございます。

続きまして、16、17ページになります。款利子割交付金でございます。こちらにつきましては、県が徴収した県民税の利子の一部を特定の基準に基づき、市町村に交付されるものでございます。最終的には、県に納められた税収で、各住民の居住地の財源となるものでございます。今回は2025年度以降、日銀の利子などにより増額を見込んだ地財計画になっておりますので、増額を見込んでいるものでございます。

続きまして、配当割交付金でございます。株式の配当にかかる住民税配当割が特別に徴収され、その一部が県から市町村へ交付されるものでございます。こちらにつきましても、地財計画における配当所得が増えたため増額を見込んでいるものでございます。

続きまして、株式等譲渡所得割の交付金でございます。県が徴収する県民税、株式等譲渡所得の一部を市町村に交付されるものでございます。株式等の好調、いわゆる譲渡益が増額見込みのため、今回の予算は増額という形になってございます。

続きまして、法人事業税交付金でございます。県が徴収する法人事業税の一部を市町村に交付する制度でございます。2025、2026年にかけて、関係税の税収の増が見込まれるため、配分の増加の傾向になっていることから、予算につきましても増額を見込んでございます。

続きまして、消費税交付金でございます。こちらは、消費税における増収分が社会保障財源として地方に交付されるものでございます。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらは、ゴルフ場の利用者が支払う地方税の一種でございます。県に納付されるもので、そのうちの

10分の7が各ゴルフ場にある市町村に交付されるものでございます。松田町は、チェックメイトカントリークラブほか3クラブの交付金となっております。

続きまして、環境性能割交付金でございます。こちらにつきましては、県が徴収する環境性能割の一部を、その県内の市町村に交付されるものでございます。2019年に廃止された自動車取得税に代わって導入されたものでございます。なお、今回2026年3月末に、この環境性能割廃止に伴い、1か月分、いわゆる3月のみの交付ということになりますので、今回は大きく減額をしているものでございます。

続きまして、款地方特例交付金でございます。18、19ページになります。自治体で発生する個人住民税の減収を国が全額補填する交付金でございます。先ほど税務課長のほうからございましたとおり、環境性能割の廃止に伴い、ここで特例交付金を500万円の増額としているものでございます。

続きまして、地方交付税でございます。こちらは、原資となる所得税ほかに伴い、町の行政コスト、いわゆる基準財政需要額から税収等の基準財政収入額を差し引いて算出されるものでございます。令和8年度につきましては、引き続き8年連続の交付税の増額という、地財計画に基づき、その額に基づいた推計として、今回の予算を計上しているものでございます。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。こちらは、交通違反の反則金等を財源として国から地方へ交付されるものでございます。人口や事故件数、改良済みの道路の延長などによって算出されるものでございます。

それでは、款分担金及び負担金でございます。分担金の目民生費負担金でございます。節保育所運営費負担金でございます。こちらにつきましては、0歳から2歳児の利用者いわゆる保護者から納付される保育料によるものでございます。

続きまして、節道路橋梁費負担金でございます。十文字橋の橋梁の補修詳細設計業務負担金、開成町との共同維持管理によるものでございます。

続きまして、款使用料及び手数料でございます。目総務使用料、節住宅使用料でございます。主なものにつきましては、上から三つ目の公的賃貸住宅使用

料、こちらは籠場住宅でございます。戸数は21戸分でございますが、現在18戸の世帯の入居ということになっております。また、その下の地域優良賃貸住宅使用料でございますが、こちらは町屋住宅でございます。現在28戸中26戸というところになってございます。

続きまして、20ページ、21ページになります。節行政財産目的外使用料でございます。こちらにつきましては、分庁舎及び役場屋上等の貸付、また自動販売機等の使用料などによるものでございます。

続きまして、目農業使用料でございます。節寄ロウバイ園の使用料、こちらにつきましては、令和6年度の実績につきましては、おおむね2万7,000円でしたが、令和7年度の約1万7,000円を見越して、令和8年度は1万8,000円の見込みという形で計上をしているものでございます。

続きまして、目教育使用料でございます。節生涯学習センター使用料でございます。こちらにつきましても、令和6年の実績に基づき積算をして予算を計上しているものでございます。

続きまして、22、23ページでございます。款国庫支出金でございます。目民生費国庫負担金でございます。節障害者福祉費国庫負担金でございます。こちらの内容につきましては、法に基づき給付金によるものでございます。主なものにつきましては、障害者自立支援給付費等の負担金によるものでございます。

続きまして、節児童福祉費国庫負担金でございます。こちらは主なものは、子どものための教育・保育給付費国庫負担金で、保育施設等への給付金によるものでございます。

続きまして、節保険基盤安定負担金でございます。国保等の財政が安定するよう国や自治体が保険料の軽減分を公費で負担するというものでございます。

続きまして、節児童手当国庫負担金でございます。高校生までの児童・生徒・養育者へ支払うものでございます。児童手当の国庫負担金でございます。

続きまして、24、25ページになります。国庫補助金でございます。目総務費国庫補助金の節個人番号カード交付事業費の国庫補助金でございます。こちらは、マイナンバーカード管理に伴う事業によるものでございます。

続きまして、節企画費国庫補助金でございます。一つ目の地域未来交付金、いわゆる地方創生事業でボトルドウォーター生産設備や多世代交流にぎわい創出拠点事業、スポーツツーリズム拠点事業などによる2分の1の補助事業によるものでございます。また、その次ですね、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。主なものにつきましては、商工振興による商品券の発行事業や給食費の補助、高齢者移動手段の確保の事業などに充てるものでございます。

続きまして、節子ども・子育て国庫の交付金でございます。こちらも計画に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する経費として交付されるものでございます。

続きまして、目土木費国庫補助金でございます。説明欄、社会資本整備交付金でございます。こちらのほうは、自治体が地域の課題に合わせて、交通安全、防災、まちづくりなどを目的として、それぞれ創意工夫して使いやすいように総合的な交付金として定められたものでございます。主なものにつきましては、道路橋梁関連では南口のエレベーター関連、そして都市計画関連では再開発の関連の補助金、住宅関連につきましては、住宅奨励金や空き家改修補助金などによるものでございます。道路・橋梁につきましては、橋梁の点検や十文字橋の関係でございます。一番下の都市構造の関係につきましては、新松田駅関係の公共施設等管理者の負担金などによるものでございます。

続きまして、目教育費国庫補助金でございます。節小学校費国庫補助金、説明欄一番下の公立学校情報機器整備費補助金でございます。こちらは、小学校の5年生、6年生を目的としてタブレット購入に伴う補助金でございます。また、節中学校費国庫補助金につきましても、一番下につきましては、中学校1年生から3年生のタブレットに伴う補助金でございます。

続きまして、節の一番下になります。保健体育費国庫補助金でございます。1つ目のスポーツ振興費補助金につきましては、スポーツツーリズムやスポーツコミッションの運営に伴う補助金となっております。また、一番下の部活動の地域展開、また地域クラブの活動に対する推進事業の補助金となります。

続きまして、26、27ページでございます。こちらの款県支出金、項県負担金でございます。まず、総務費、目の総務費負担金の市町村移譲事務交付金でございます。こちらは、権限関係で県から各市町村に移譲する事務的な部分の交付金でございます。権限移譲件数は一応25件、経由件数が14件で申請をしております。

続きまして、節障害者福祉費負担金でございます。こちらは先ほどの国庫と同様に4分の1の補助事業として、交付されるものでございます。

続きまして、節児童福祉負担金につきましても、県の負担金として子どものための教育・保育給付費負担金によるものでございます。また、節保険基盤安定負担金につきましても、低所得者の軽減の負担の4分の3の補助というところになってございます。

続きまして、項県補助金、そして目総務費補助金でございます。節の1、市町村自治基盤強化総合補助金でございます。こちらにつきましては、主に地方創生事業、また、新松田駅の整備事業、健康福祉センターやスポーツツーリズムなどなど主に国の補助金に対して、町が特有に実現に向けて自主的に、主体的に尊重して、行政システムの改革に向けた取組を行う事業に対し交付されるものでございます。広域で行うものにつきましては、おおむね2分の1の形になりますが、実質、町の補助につきましては、おおむね3分の1という形になってございます。

28、29ページでございます。こちらの節市町村事業推進交付金でございます。市町村事業の推進交付金につきましては、県と協調しそれぞれの地域の実情に応じて推進した事業に対し交付されるものでございます。町としては、青少年活動事業や鳥獣保護対策事業に伴い申請しているものでございます。

続きまして、目民生費補助金でございます。節障害者福祉費補助金でございます。説明欄重度障害者医療費補助金につきましては、2分の1の補助というものでございます。

続きまして、節児童福祉費補助金でございます。主なものにつきましては、小児医療費助成事業補助金で、2分の1の補助と、0歳から18歳までに対する

ものでございます。

続きまして、節子ども・子育て支援交付金でございます。こちらにつきましても、町の子ども計画に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する経費に対し、県の補助金となっております。

次に、30ページ、31ページになります。上段の節水源環境保全・再生施策市町村補助金でございます。県から交付される補助で、生活排水の処理施設、また地下水の保全や河川・水路自然浄化対策事業などに伴う補助金となっております。

続きまして、目土木費補助金でございます。説明欄の地籍調査補助金につきましては4分の3の補助事業で、主に立会いや測量・閲覧などに伴う事業費の補助になっているものでございます。

続きまして、目教育費補助金でございます。説明欄、主なものは2つ目、地域学校協働活動推進事業補助金、こちらは寺子屋事業における3分の1の補助事業となっております。また、一番下の市町村学校給食費軽減交付金でございます。県から交付される公立小学校のものでございます。児童1人当たり5,200円の補助というものでございます。

続きまして、県の委託金でございます。こちらにつきましては、目総務費委託金でございます。こちらの説明欄、今回は経済センサス活動事業に伴う調査費交付金が10の10交付されるものでございます。産業分野の事業所や企業の経済活動の実態を把握するために、県が10分の10の補助を活用し基礎的資料を作成するために行うものでございます。また、節選挙費委託金につきましては、今回は県知事及び県議会議員の選挙費委託金として、計上をしております。

続きまして、32、33ページの財産収入によるものでございます。目利子及び配当金でございます。主なものは、財政調整基金の説明欄、利子が県債3本分と定期預金などに伴う利子分になってございます。また、下から4番目、新松田駅周辺整備基金の利子につきましても、国債4本と定期また普通預金を合わせて予算を利子分を計上しているものでございます。

続きまして、款寄附金、項寄附金でございます。説明欄につきましては、ふ

るさと応援寄附金でございます。主なものは、ゴルフ場のふるさと納税やオリジナルビールほかによるものでございます。指定寄附金、節指定寄附金につきましては、まち・ひと・しごと創生基金、いわゆる企業版ふるさと納税によるものでございます。その下のふるさと応援寄附金につきましては、クラウドファンディング型のふるさと納税として計上しているものでございます。

続きまして、款繰入金でございます。項基金の繰入金でございますが、まず、説明欄の財政調整基金の繰入金につきましては、3億4,890万円を計上してございます。また、減債基金の繰入金を予定しております。

続きまして、34、35ページでございます。繰入金の一番上ですね、説明欄、教育施設整備基金の繰入金、こちらは寄幼稚園及び生涯学習センターに伴う繰入でございます。森林環境譲与税の関係は、学校の机の整備等によるものでございます。新松田駅整備の基金におけるものは、市街地再開発事業補助金などによる繰入でございます。

続きまして、説明欄、公共施設等の整備基金の繰入につきましては、地域集会施設やボトルドウォーター、また、寄テニスコート事業などによる繰入でございます。

続きまして、款諸収入でございます。項貸付金元利収入でございます。節につきましては、勤労者生活資金の貸付預託金元金の収入でございます。こちらは、事業所に雇用されている方に対し、生活に必要な資金を融資するための預託金によるものでございます。

続きまして、一番下の雑入になります。款、項雑入、ページは36、37ページに移ります。目雑入、節雑入でございます。雑入につきましては、記載のとおりでございますが、主なものにつきましては、市町村振興、一番上の協会からの市町村の交付金、いわゆる宝くじ収益をもって交付されるものでございます。また、その下につきましては、町の旧土木事務所跡地のスプラポからの負担金でございます。そのほか、松田町外二ヶ町組合や外三ヶ町組合の配分金、そして中段よりちょっと下になるんですけども、寄地域活性化拠点施設事業の負担金によるものや、ふれあい農林体験施設の地代、また、寄みやまグラウンド事

業負担金でございます。そして、一番下から二つ目がございいますが、スポーツ振興くじ助成金、いわゆるTOTOとの関係で、松田中学校のナイター施設や、各種スポーツ教室などによる雑入でございます。

続きまして、款町債でございます。目総務債でございます。こちらは記載のとおり、LED照明、先ほど御説明させていただいたとおり、炭素関係推進事業の事業債を使って、交付税算入率がおおむね40%というものでございます。

38、39ページになります。節地方創生拠点整備事業債でございます。最初に説明したとおり、ボトルドウォーター生産施設整備事業に伴うものでございます。一般補助事業として、起債をするものでございます。

続きまして、観光施設等の事業債でございます。こちらは、スポーツツーリズム関係で寄テニスコート関係、こちらも一般事業債の起債をするものでございます。また、公園施設につきましても、交付税率の高い50%の子ども・子育て支援事業という観点の起債をさせていただくものでございます。防災の関係につきましても、小田原消防の関係になって、一般単独事業として行うものでございます。教育の関係は、生涯学習センター事業の屋上防水によるもので、公共施設等の適正管理事業債に伴う起債をするものでございます。

最後にですね、松田中学校ナイター照明関係につきましても、脱炭素の推進事業債によるもので、交付税率40%を見込んでございます。

歳入については以上でございます。

議 会 事 務 局 長 歳出に入ります。

40、41ページをお願いします。款議会費は、議員報酬、議会だよりの印刷製本、議事録作成、タブレット端末に係る経費が主なものでございます。以上です。

総 務 課 長 款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の説明欄でございます。

職員給与費は2番、一般職員給料は総務課、政策推進課、定住少子化担当室、町民課、税務課、出納室の職員40名分の給与と、その下、特別職給料は特別職2名分の給与費でございます。

次ページ、42ページ、43ページをお願いいたします。中段、一般事務経費の下

から4番目でございます。12警備委託料は、役場庁舎の夜間の庁舎巡回や、電話受付等の業務を行う委託料でございます。

次ページ、44ページ、45ページをお願いいたします。上から二つ目、町例規検索システム使用料は、町の条例等の制定や改正に伴うソフト等の使用料でございます。下から3項目目の丸ポチです。契約検査事務経費でございます。こちらは、18番の電子入札システムの運営や利用に係る負担金など、契約検査事務に伴う経費を計上しております。以上です。

参事兼政策推進課長 それでは、文書広報費、目でございます。こちらにつきましては、文書広報ということで、広報広聴事業に対する経費となります。町の広報誌の制作、また、町のホームページの維持管理に関する事業の予算となっております。

ページ46、47ページになります。目財政管理費でございますが、こちらは財政管理に要する経費といたしまして、主なものについては財政調整基金の積立利子でございます。先ほども説明したとおり、県債を活用しながら利子の増減という形で計上しているものでございます。以上です。

会計管理者兼出納室長 続きまして、目4会計管理費でございます。説明欄、会計事務に要する経費、こちらは出納業務に係る一般事務経費でございます。主なものといたしましては、指定金融機関、派出窓口に係る派遣事務手数料や公金振込みに係る手数料などがございます。以上でございます。

参事兼総務課長 目5財産管理費でございます。財産管理経費の16番、用地買収費は用地購入に伴う買収費を計上させていただいております。

次ページ、48ページ、49ページをお願いいたします。庁舎管理経費は、庁舎の照明設備を蛍光灯からLED照明に更新します。12番の庁舎LED照明導入委託料や庁舎内のガラス等の破損箇所を修繕する14番、庁舎ガラス等修繕工事を計上しております。また、下から2番目、黒丸の下から2番目、地域集会施設等管理経費におきましては、公共施設計画に基づきまして、14番、仲町屋地域集会施設改修工事では外壁補修と内装改修を、その下、町屋地域集会施設改修工事で内装改修を行うものでございます。

続きまして、目6住宅管理費でございます。

次ページ、50ページ、51ページをお願いいたします。上段の黒丸、町営住宅管理経費でございます。こちらの14番、町営住宅解体整地工事では、中河原住宅2棟の解体工事を計上しております。以上です。

参事兼政策推進課長 それでは、目企画費でございます。説明欄の企画調整事務に要する経費でございます。広域の様々な一市三町、二市八町の事務や業務による事業でございます。そのほか、総合計画等の推進経費でございますが、本年、令和8年度におきましては、最終年度を迎える次期総合計画の策定における経費でございます。いわゆる令和9年度から始まるスタートに向けて取り組む事業でございます。

続きまして、自治体交流事業、こちらは姉妹町横芝光町ほかによる交流事業を行うための経費を計上させていただいているものでございます。そのほか、定住少子化対策事業でございます。52、53ページにわたりますが、引き続き、人口増加策等々の取組を進めるために住宅促進奨励金や、二世帯同居等の支援奨励金、また、ふるさと同窓会、そして、今、様々な形で問題になってます空き家の改修、あるいは解体に伴う補助金などを引き続き行う経費となっております。

そのほか、ふるさと納税管理経費でございますが、こちらの主なものは、返礼品の発送等の委託料が主なものでございます。そして、女性参画の推進事業や官民連携事業などについても引き続き行ってまいります。そして寄地区の定住促進事業につきましても、引き続き寄地域の幼稚園、小学校の存続を含めて取り組む事業として奨励金事業を引き続きやっていきます。そして一番下のシティプロモーション・おもてなし推進事業につきましても、町のふるさと大使などと一緒に連携をしながら取り組む事業となります。

そして、54、55ページでございます。このシティプロモーションの中の商品開発事業につきましても、またオリジナルビールほかのための商品開発に引き続き取り組んでまいります。そして一番下になりますが、今回、地方創生推進事業に要する経費の中のボトルドウォーター生産施設整備事業といたしまして、ブランディングに関する委託料や設計施工の工事に取り組むものの予算となっております。以上でございます。

参事兼総務課長 目8町政連絡費は、一般事務経費のうち、12番、全戸配布物ポスティング委

託料は、広報等の配布を委託するもので25自治会に配布を予定しております。
以上です。

参事兼政策推進課長 それでは、目電算管理費でございます。一つ目の電算管理に要する経費でございます。主な住民情報システムの管理、こちらは神奈川県内の町村情報システム共同組合と連携をして広域で引き続き経費の削減、また標準化等々を進めるための負担金となっております。

その次の財務関係の端末機器の関係の経費でございます。ページは、56、57ページになります。こちらの主なものにつきましては、財務会計システムの負担金によるもので、令和8年度については電子決済に取り組む経費を含めて負担金を計上しているものでございます。そのほか、電子自治体推進事業でございますが、標準化に伴うガバメントクラウドの利用料などが主なものでございます。

次の、庁内LAN関係でございますが、町の庁舎内の各種サーバーや、いわゆる維持管理、また、パソコンの購入や、セキュリティの対策などによる経費となっております。引き続きデジタル化推進経費の中の議事録作成支援システム、文字起こし事業の使用料などに伴う経費を計上させていただいているものでございます。以上でございます。

町 民 課 長 目10寄出張所費でございます。出張所管理経費として、光熱水費など、施設の維持管理の費用となります。主なものは、27繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計繰出金は、国保診療所事業特別会計で計上しております国保診療所と寄出張所の事務を兼務する職員給与費等のうち、寄出張所の事務相当分を負担するものでございます。説明は以上でございます。

安全防災担当室長 続きまして、目11交通防犯安全対策費について御説明させていただきます。説明欄を御覧ください。交通防犯安全に要する経費でございます。交通指導隊運営事業につきましては、1番、交通指導隊員の20名分の報酬でございます。

次ページを御覧ください。交通安全啓発事業につきましては、18番、自転車用ヘルメット購入補助金につきましては、1件2,000円の補助、50名分でございます。防犯活動事業につきましては、14番、防犯カメラ設置交換工事につき

ましては、カメラ4台の新設と1台の更新でございます。18番、犯罪被害者等支援事業助成金につきましては、犯罪被害者の支援金を計上してございます。以上でございます。

参事兼政策推進課長 それでは、目の地域交通対策費でございます。こちらにつきましては、法定会議、いわゆる地域公共交通会議に対する経費、また、引き続き町の3事業、乗合バスの運行事業の補助、また、バス通学定期の補助、そして高齢者バス定期の補助を引き続きやってまいりたいと考えてございます。継続的に、令和7年度中におきましても、利用者の人数の増減がありませんので、引き続きこの事業は取り組んだものでございます。そして、新モビリティ推進事業につきましては、一番下の交通空白時間帯の乗合バス運行として新たに委託料として、1,000万円組んでいるものでございます。以上です。

参事兼総務課長 目13諸費でございます。説明欄です。一般事務組合収益配分金自治会交付金の18番、松田町外三ヶ町組合配分金は、3年に一度、配分金収入がでございます。配分金の一部を地元自治会等に交付するものでございます。以上です。

税 務 課 長 次に、項徴税費、目税務総務費は、税務管理事務に要する経費で、主なものといたしましては、次の60、61ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で、地方税共同機構などへの負担金を計上しております。

続きまして、目賦課徴収費でございます。賦課及び徴収に関する経費で、対前年度821万6,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、固定資産評価事業によるものでございます。令和7年度は、土地鑑定評価業務委託料のうち、本鑑定に係る経費や空中写真の共同取得に係る経費などを計上しておりましたため増額となっておりますが、令和8年度は、これらの経費が計上がないため減額となっております。以上でございます。

町 民 課 長 項目ともに、戸籍住民基本台帳費は、住民票の写しや印鑑証明、戸籍証明書、個人番号カード交付のためなどのための費用となります。歳出の主なものといたしましては、62、63ページをお願いいたします。右側説明欄の戸籍電算システム管理経費の戸籍電算システム賃借料と戸籍クラウド等利用料が主なものでございます。会計年度任用職員給与費は、マイナンバーカード交付事務等の窓

口業務サービス従事者7名分の報酬と期末勤勉手当等でございます。説明は以上でございます。

参事兼総務課長 項4選挙費、目1選挙管理委員会費でございます。1選挙管理委員会委員報酬は、委員4名分の報酬など選挙管理委員会運営に関する経費でございます。その下、目2県知事及び県議会議員選挙費でございます。県知事及び県議会議員選挙執行費では、12番のポスター掲示場製作撤去委託料では、町内62か所のポスター掲示撤去を、また、最下段、黒丸の会計年度任用職員給与費では、1投票事務従事者報酬では、期日前投票に従事する33名分の報酬を計上しております。以上でございます。

参事兼政策推進課長 それでは、64、65ページになりますが、項統計調査費になります。こちらの主なものにつきまして説明をさせていただきます。こちらの事業は、日本国内の全産業の事業所を調査、また、売上とか費用を調査する事業として、今回、経済センサス活動調査に伴う経費が主なものでございます。なお、こちらの事業につきましては、10分の10の補助事業として国から交付されるものでございます。

続きまして、項監査委員費でございます。こちらは、毎月の例月出納検査、そして決算時に行う決算審査、定期的に行う定期監査と県の研修や現地視察、また、各種団体の監査などによる経費となっております。以上です。

福祉課長 それでは、款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費について、主なものを御説明いたします。64、65ページの下段です。説明欄、職員人件費に要する経費としては、職員の給与費及び手当等を計上しております。

66、67ページをお願いいたします。説明欄の社会福祉業務に要する経費として、中段の一般事務経費では、健康福祉センターの維持管理にかかる経費として、12番の委託料では、健康福祉センター高圧コンデンサ絶縁油PCB分析等委託料として、14番、工事請負費としては、健康福祉センター外壁改修工事を行い、利用者の安全を図ります。下段18の高齢者等移動手段確保助成金では、高齢者の対象年齢を下げ、町内在住の70歳以上の高齢者に改め、引き続き民間車を対象としたタクシー助成運賃の初乗り分を助成いたします。

続きまして、68、69ページをお願いいたします。繰出金に要する経費では、国

民健康保険事業及び介護保険事業特別会計等に法定割合に基づく繰出金を拠出してしております。その下、説明欄の地方創生推進に要する経費、こちらにつきましては、健康福祉センターのリニューアルに係る調査や基本設計などに係る経費を計上しております。

続きまして、目2老人福祉総務費です。主な事業につきましては、説明欄の高齢者福祉業務及び医療に要する経費の中の一般事務経費として、認知症対応型共同生活介護事業所に対し、災害時に必要な非常用自家発電の設置に係る費用を補助金として助成しております。

次に、後期高齢者医療運営事業として、後期高齢者医療広域連合への負担金の経費を、一つ飛ばしまして、高齢者生活支援事業では、近年続く夏季期間の暑さ対策、高齢者の健康維持のため、自宅に使用できるエアコンがない世帯に対し、購入費の一部を助成するエアコンの購入費、限度額8万円を助成します。また、加齢により難聴となった方に対し、補聴器を購入した際の費用の一部を助成する予算を計上しております。

続きまして、70、71ページをお願いいたします。目障害者福祉費でございます。上段の障害児者支援及び給付等に要する経費において、主なものとしては、2つ目の重度障害者医療では、障害者手帳をお持ちの方で、重度の障害のある方に対し、医療費の自己負担を助成します。

次に、障害福祉サービス等給付事業では、障害者総合支援法等に基づき、障害のある方が自宅で自立した生活を送るために必要なサービスを給付として補助いたします。

続きまして、72、73ページをお願いいたします。目国民年金費でございます。説明欄、国民年金事務に要する経費として、国民年金事務に要する経費を計上しております。民生費、社会福祉の説明は以上でございます。

子育て健康課長 続きまして、項2児童福祉費でございます。児童福祉費は、乳幼児を育成するための助成や支援についての事業及び児童を養育するための扶助や就労家庭の乳幼児を預かる保育所に対して、委託料や補助金の支給を行うなどの事業、学童保育運営に係る経費を計上しております。

中段を御覧ください。目1 児童福祉総務費の主なものですが、小児医療費助成事業では0歳から満18歳到達後、最初の3月31日までの子供の医療費を助成するための経費でございます。ひとり親家庭等医療費助成事業では、満18歳到達後、最初の3月31日までの子供がいるひとり親家庭を対象に、医療費の一部を助成するための経費でございます。

子育て支援センター・ファミリーサポート事業では、親子の交流する場の提供や相談事業を実施する子育て支援センターの運営経費、また、子育て中の方を支援するファミリーサポート事業を実施するための経費でございます。

学童保育運営事業では、保護者の就労等により昼間留守家庭の児童の健全な育成と安全確保のため、放課後の保育の実施をするための経費でございます。

74、75ページを御覧ください。中段より少し上になります。子育て世帯支援事業では、子育て世帯が安心して子育てができるよう、育児関連用品購入費に充てるための給付金として、1歳及び2歳児1人につき5万円に増額支給するものでございます。朝の子どもの居場所づくり事業では、小学校始業前に、学校等との連携を行い、安全・安心な居場所を提供することにより、家庭における子育てと仕事等の両立を支援する環境づくりをするための経費となります。会計年度任用職員給与費では、児童相談員、学童保育指導員等に係る会計年度任用職員の人件費となります。

続いて、中段より下、目2 児童措置費になります。主なものとしたしましては、保育所運営事業では、保育所の運営に係る経費として国・県の制度に基づき、補助をするための経費でございます。保育促進事業では、保育の促進を図るため、保育所への補助ですとか、保育所で排出するオムツの廃棄に係る経費でございます。

76、77ページを御覧ください。上段になります。児童手当事業では、子育て世帯への支援として、高校生年代までの児童を養育している方に対して、児童手当を給付するための経費でございます。小規模保育事業では、0から2歳児を対象に、保育の充実及び待機児童問題を解消するための小規模保育所の維持管理等に係る経費でございます。物価高騰支援事業では、保育施設給食費保護

者負担軽減措置事業といたしまして、物価高騰の影響を受ける子育て世帯における経済的負担の軽減を図ることを目的とした認可保育所3歳から5歳クラスに在籍する児童の保護者に対して、補助するための経費でございます。

項3災害救助費、目1災害救助費でございます。災害救助事業では、災害時における被災者への災害救助費として予算を計上しております。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費でございます。この保健衛生費は、医師会など関係団体への負担金、庁用車の管理経費、乳幼児から後期高齢者までの健康関連事業等の経費を計上しております。目1保健衛生総務費の主なものですが、下段になります。職員給与費は職員の給料及び職員手当等に係る人件費として、経費を計上しております。

78、79ページをお願いいたします。上段になります。一般事務経費では、保健事業に係る足柄上医師会ほか、各種団体への負担金及び保健事業に係る経費でございます。中段より少し下になります。地方創生推進事業に要する経費ですけれども、全世代が健康に意識を向けることを目的とした健康長寿都市モデル事業といたしまして委託料を計上しております。

続きまして、目2予防費でございます。母子保健事業では、78ページから81ページにもわたりますが、母子保健法に基づいた健康診査、健康教育、健康相談等に係る経費となります。令和8年度は、妊婦健康診査の補助額の拡充や、無痛分娩に係る費用の助成を新規事業として計上しております。中段になります。感染症予防事業では、予防接種法に基づいた感染症予防のための定期予防接種等の事業といたしまして、乳幼児の定期予防接種や新型コロナワクチン、帯状疱疹ワクチン接種のほか、令和8年度新規事業といたしましてRSウイルスワクチン接種の定期接種化に伴う経費を計上しております。

健康増進事業では健康増進法に基づいた健康診査、健康教育、健康相談、がん検診などの事業実施に係る経費のほか、令和8年度新規事業といたしまして、歯周疾患検診委託料に係る予算を計上しております。

下段になります。80ページから83ページにわたりますが、後期高齢者保健事業では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者を対象

とした健康診査事業、保健指導事業、健診受診率向上事業に係る経費でございます。

妊婦のための支援事業では、全ての妊婦子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない伴走型の相談支援事業を行うとともに、妊娠時に妊婦1人につき5万円、妊娠した子供1人につき5万円を支給する経費を計上しております。説明は以上となります。

環境上下水道課長 続きます、目3環境対策費でございます。一般事務経費につきましては、令和8年度をもって計画期間が終了となります、松田町地球温暖化対策実行計画事務事業編の更新費用を新規で計上させていただいたほか、足柄上地区地下水保全連絡会議負担金を拡充させていただき、これまで積み上げてきました地下水モニタリング調査の結果から、地下水の挙動をシミュレーション解析・評価などを行うほか、一般事務に係る経費となっております。鳥獣防除対策事業につきましては、有害鳥獣の被害対策を目的とした捕獲駆除活動や、熊やヤマビルの対策にかかる経費となっております。

84、85ページをお願いします。小田原市斎場事務等に要する経費につきましては、斎場の運営に係る事務委託経費でございます。その下、再生可能エネルギー利用促進事業につきましては、地球温暖化の防止を目的とした再生可能エネルギーの利用及び省エネの推進に係る経費でございます。令和8年度は寄地区の災害対策を強化する観点から、寄地区を対象とした電気自動車等の購入に対する補助を新規で計上しております。

少し飛んで、ジビエ処理加工施設運営事業につきましては、足柄上5町で連携した足柄ジビエ工房の運営に係る経費となっております。その下、河川・水路自然浄化対策事業につきましては、県の水源環境税を活用し、生態系に配慮した河川水路の整備及び効果の検証に係る事業を実施するもので、令和8年度は令和6年度、7年度に行った寄の河土川下流部の護岸整備による効果検証を行うものとなっております。

86、87ページをお願いします。項清掃費、目1塵芥処理費の一般事務経費につきましては、廃棄物収集に係る事務経費で、足柄東部清掃組合やごみ処理広域化

に伴う足柄上衛生組合の運営や、廃棄物処理に係る経費となっております。ごみ減量推進事業につきましては、廃棄物の減量及び再資源化の促進に係る経費でございます。廃棄物収集運搬委託事業につきましては、町内で排出される廃棄物の収集運搬業務委託に関する経費でございます。目2し尿処理費、一般事務経費につきましては、し尿処理や合併処理浄化槽整備費補助金を含めた、合併処理浄化槽の整備促進に係る経費となっております。以上でございます。

参事兼観光経済課長 款5農林水産業費になります。目1農業委員会費につきましては、農地法に基づく許認可等に関する事務及び農地等の利用の最適化に関する活動のための経費で、主な支出は、農業委員8名分の報酬でございます。

次のページ、88、89ページをお願いします。下段の目3農業振興費です。

一般事務経費といたしまして、次のページ、90、91ページをお願いいたします。

農業振興に関する事務経費で、農地保全や農業振興を目的に、各種支援制度を継続して展開していきます。耕作するための肥料や飼料及び高騰する農薬等の購入にかかる農業資材購入支援補助金や、遊休農地等を再生するための遊休農地等再生事業補助金、新規就農者等担い手支援補助金などを継続して実施していきます。

次に、目4自然休養村管理経費です。寄自然休養村管理センターほか、施設の維持管理に要する経費でございます。また、寄ロウバイまつりなどを開催するほか、寄地区に観光客を迎え入れることにより、交流人口を増加させるなど、地域の活性化を図るための経費でございます。

次のページ、92、93ページをお願いします。

上段の3行目、ふれあい農園体験施設管理に要する経費でございますが、令和8年度は、寄七つ星ドッグラン受付等を改築する予算を計上させていただきました。

次に、項2林業費です。目、林業振興費です。水源の森林づくり事業につきましては、神奈川県が指定した水源の森林エリアにおける私有林の森林整備に対しまして、活力ある森林づくりを進めるものでございます。間伐、除伐など

を行った者に対して、県補助に上乗せして補助を行う経費でございます。

その下の地域水源林整備事業につきましては、かながわ水源環境保全・再生計画に基づき、水源の森林エリア外であります地域水源林として、位置づけた区域の私有林整備を支援するものでございます。

次に、同じページの目2林道費です。林道施設管理費に要する経費として、施設管理経費では、委託料で町が管理する林道、三つの林道でございますが、のり面委託を年2回実施、及び林道等側溝清掃を年1回実施する経費でございます。

次に、下段の商工費、目2商工振興費です。次のページ、94、95ページをお願いします。

中段から少し下の買い物環境向上事業です。町内商業機能の低下を補完しながら、高齢者の見守りを兼ねて稼働しております移動事業、移動スーパー「くるまつくん」の運営支援を継続して行います。令和8年度は、移動販売事業補助金として移動販売車の販売する全商品に上乗せされている手数料の1品20円分を6か月分補助をする新規計上をさせていただきました。

その下の物価高騰支援事業です。商工振興券発行事業補助金です。商工振興及び生活支援の両面による物価高騰対策を目的に、地域経済の底上げの好循環も促すため、商工振興会が実施するプレミアム商品券の発行を支援するものでございます。プレミアム率20%、発行総額9,600万円で予定させていただきました。販売額8,000万円のプレミアム率20%と事務費を町が助成するものでございます。

次に、目2観光費です。次のページ、96、97ページをお願いします。

上段の14、みどりの風自然遊歩道補修工事として、階段工を予定させていただきました。この工事は、国の補助金を活用し、西平畑公園から中央農道へ通じる遊歩道の補修をすることにより、快適な歩行空間の確保及び観光イメージの向上をつなげたく、予算を新規計上させていただきました。

同じページの最下段、スポーツツーリズム推進拠点整備事業、次のページ、98、99ページをお願いします。令和8年度に地方創生推進事業として実施する

スポーツツーリズム推進拠点整備事業では、寄テニスコート再整備工事として、既存の寄テニスコートの人工芝張り替え3面などのリニューアルや、新たにテニスコートを増設、3面です。管理施設の新設、駐車場の増設を予定させていただきました。

また、古民家「旧安藤邸」改修工事といたしまして、内装工事、浄化槽改修工事を予定させていただきました。これらの事業は受入れ環境の整備と誘客の活動の実施に係る経費として、新規計上をさせていただきました。

同じページの上段、目2公園管理費です。公園管理事務経費につきましては、町内公園の適切な管理に係る経費や、公園の利用を促進するための整備を実施する経費でございます。令和8年度は中丸児童公園の遊具更新や樹木管理等に係る整備工事を新規計上させていただきました。

説明は以上になります。

議 長 それでは、ここで暫時休憩いたします。10時30分から再開いたします。
(10時15分)

議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。
(10時30分)

まちづくり課長 それでは続きまして、款の7土木費でございます。
予算の説明資料、参考資料2のほうは36ページからとなっております。
項の1土木管理費、目の1土木総務費は説明欄、職員人件費に要する経費のほか、102、103ページのほうをお願いいたします。

同じく説明欄で、土木総務全般に要する経費のうち、一般事務経費においては、新東名高速道路事業対策委員会に要する経費のほか、国道246号バイパス建設促進協議会等への負担金を計上してございます。

また、その下の地籍調査事業に関しましては、継続して推進しておりまして、令和8年度は、かなん沢・中里地区の測量等を実施する予定でございます。なお、令和7年度末時点では64.4%の進捗でございます。全体としてですね。

項の2道路橋梁費、目の1道路橋梁総務費の主なものといたしましては、104、105ページをお願いいたします。説明欄、道路橋梁事務に要する経費として、道路照明灯や、町道5号線架道橋ポンプ室の電気料などを計上してござい

ます。

続きまして、目の2道路維持費でございます。一般事務経費といたしましては、町道の小規模な補修費、町道区域の緑地、のり面の草刈り委託などを計上してございます。

その下、道路補修事業としましては、認定町道以外の生活道路の補修、道路安全施設の設置、町道の舗装、維持補修、路面標示の設置、災害時に対応するための復旧工事費ほか、箇所的な工事としては、寄6号線、寄9号線、寄15号線の舗装補修等を。また家之河原地内の生活道路補修工事は、旧砂利線道路の簡易舗装、こちらのほうを想定してございます。

工事箇所につきましては、参考資料1、工事予定箇所説明資料の中で今、申し上げたのは13ページから20ページにわたりまして、平面図及び標準横断図を記載してありますので、後ほど御高覧願います。

目の3道路新設改良費でございます。説明欄、道路新設改良事業として、事務的には整備に伴い必要となる登記の諸手続の費用や跡地利用を促進するための調査及び道路概略設計の委託費を計上してございます。道路改良工事の箇所づけの場所といたしましては、町道2号線、寄11号線において、通学児童の安全確保及び車両の通行を円滑にするため、道路交差部の改良や、現道の拡幅、これを実施いたします。また、用地買収費、物件損失補償費については、主に令和9年度に工事を想定している箇所について計上しているものでございます。

参考資料1、工事予定箇所につきましては、21ページから24ページに詳細を記載してございます。

おめくりいただきまして、106、107ページにかけてとなります。

目の4橋梁維持費では、橋梁長寿命化事業として5年ごとに実施が義務づけられております法定点検を22橋です、実施するとともに、十文字橋については、本年度、令和7年度において実施した調査結果を踏まえ、補修に向けた詳細設計を実施いたします。

項の3河川費、目の1河川総務費につきましては、例年計上しております修繕料と環境整備工事費となります。

続きまして、項の4都市計画費、目の1都市計画総務費でございます。一般事務経費といたしましては、都市計画決定等について御審議をいただく都市計画審議会委員の報酬のほか、計画期間の満了を迎えます松田町耐震改修促進計画、これの改定をする。また都市再生特別措置法に基づきコンパクトシティ、これを目指した松田町立地適正化計画でございますが、こちらについては、バリアフリーの構想を盛り込む改定作業を予定しているところでございます。

その下、新松田駅周辺整備推進事業となります。昨年12月に都市計画決定をしました新松田駅北口地区市街地再開発事業につきましては、現在、再開発準備組合にて慎重に検討を進められておるところでございます。令和8年度には本組合の設立や事業認可、これを予定しているところでございますが、町は事業を促進するために必要な再開発事業区域に接する小田急さんのほうの橋上改札、また事業に伴って移転の生じる鉄道関連施設の設計、電線地中化に係るインフラ基本計画、こういった策定等を委託することで検討しております。

また、18節公共施設管理者負担金でございますけれども、事業区域内の駅前広場や道路等、公共施設ですね。こちらに係る基本設計費を負担し、また市街地再開発事業補助金、こちらにつきましては、集約施設に係る建物補償や土地評価の調査、いわゆる施設建築物の基本設計、これに要する、事業に要する費用を補助するという趣旨でございます。また、この事業、同事業の推進に備え駅前に係る基金の積立てでございますが、令和8年度末において約12億円の積立残高、これを予定しているものでございます。

続いて、目の2都市整備事業費でございます。おめくりいただきまして、108、109ページです。説明欄、新松田駅南口駅前広場整備事業に要する経費につきましては、新松田駅南口エレベーター設置に係る設計費のほうを計上しております。

目の3都市排水路費では施設管理経費として、例年と同様の修繕料を計上してございます。

項の5住宅費、目の1住宅建設費につきましては、家屋購入費及び町営住宅基金積立として計上してございます。

以上です。

安全防災担当室長 それでは続きまして、款 8 消防費、項、消防費、目、常備消防費のほうを御説明させていただきます。

黒丸の一般事務経費につきましては、12番、土壤調査委託料、16番、用地買収費、21番、物件損失補償費につきましては、小田原市消防本部足柄消防署松田分署の再整備に伴う支出でございます。

続きまして、目 2 番の非常備消防費を御覧ください。非常備消防費に要する経費でございます。消防団運営事業につきましては、1 番の報酬につきましては、消防団員109名分と、機能別消防団員35名分の年額出動報酬でございます。10の消耗品費につきましては、消防団員用の冬用のシャツの更新を行います。

続きまして、110、111ページを御覧ください。

続きまして、目、消防施設費を御覧ください。消防施設費に要する経費でございます。消防施設整備事業につきましては、14、消防団詰所等照明LED化改修工事につきましては、消防団第一分団から第七分団の詰所と第一、第二水防倉庫の照明を蛍光灯からLED灯に改修いたします。

続きまして、目 4 災害対策費を御覧ください。災害対策に要する経費でございます。一般事務経費につきましては、18負担金補助及び交付金につきましては、災害発生防止及び負債者支援として災害対策工事や被災に対する復旧費用の助成金でございます。

施設管理費用につきましては、14、避難所用看板取付工事につきましては、東京電力所有の電柱に掲げられている広域避難所の案内看板工事の更新工事でございます。

続きまして、112、113ページを御覧ください。

防災資機材等整備事業につきましては、10番、消耗品費につきましては、災害時用の非常食や保存水などの購入、また14番の防災資機材等倉庫設置工事につきましては、中丸児童公園とJRの松田駅北口の町営臨時駐車場内に設置済みの防災資機材倉庫の更新を予定しております。

消防費の説明は以上でございます。

教 育 課 長 それでは、款、教育費の説明をさせていただきます。

 予算書は引き続き112、113ページ下段をお願いいたします。別添の予算説明資料は39ページからでございます。

 款の9教育費、令和8年度予算額7億5,057万4,000円、対前年比、率にして22.4%の増でございます。

 増額の主な要因といたしましては、児童生徒用タブレット、教師用パソコンの更新に関わる経費のほか、寄幼稚園の改修工事を見据えた設計委託料、また、生涯学習センター屋上防水等工事や設置後46年が経過いたします松田中学校のグラウンドナイター照明設備の更新工事などが主な理由であり、ほかに給食費の無償化に要する経費や英語教育を充実させるための経費など、子供たちの教育環境の向上や学びを止めないための予算を引き続き計上してございます。

 それでは、説明欄に沿って御説明をいたします。

 項の1教育総務費、目の1教育委員会費でございます。こちら教育委員会制度を運営するための経費を計上し、教育委員報酬が主なものでございます。

 その下、目の2事務局費では、事務局職員、幼稚園教諭の給与のほか、次ページ、114、115ページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与費として外国語指導助手、いわゆるALTやバス運転手の人件費を計上しております。

 引き続き、ページの下段、白丸でございます。幼稚園、学校教育活動全般に要する経費では、学校運営に関わる各経費のほか、おめくりいただきまして116、117、お願いいたします。

 中段の18になります。負担金補助及び交付金のうち、給食費保護者負担軽減措置補助金として幼稚園、小学校、中学生の給食費を完全無償化するための予算を計上しております。

 その下、19扶助費の施設等利用給付費につきましては、町内在住で子ども・子育て支援制度へ移行しない私立幼稚園、いわゆる未移行幼稚園に通う園児の保護者に対し、一定の補助限度額を設け交付するものでございます。

 その下、私立幼稚園等教育給付費につきましては、町内在住で子ども・子育て支援制度へ移行した私立幼稚園に対し、認定こども園保育料を交付するもの

でございます。

その下、服飾費の実費徴収に係る補足給付費につきましては、こちらも町内在住で、未移行幼稚園通園児の保護者に対して、給食の主食費以外の食材費、いわゆるおかずに係る費用を補助するものでございます。

その下、黒丸、教育支援センター事業では、登園が困難な児童生徒の居場所づくりのため、町内に通称ほほえみ教室を開設し、その維持経費として支出をするものでございます。

最下段、黒丸、英語教育推進事業では、外国語指導助手派遣委託料のほか、令和7年度よりの取組といたしまして、中学生を対象としたオンライン英会話教育事業委託料を計上し、ほかに英語検定受験費用補助金として、英検試験への動機づけの一助として検定に係る費用の全額を補助しているものでございます。

118、119ページをお願いいたします。黒丸、教育施設電算管理経費では、小中学校で利用する校務支援システムなどの保守委託に要する経費のほか、教員の働き方改革に資するための校務用パソコンの更新に関する経費を計上いたしました。黒丸、学校ICT推進事業では、ICT活用促進事業委託として、ICT支援員を各学校に派遣する経費や児童生徒に貸与しているタブレット端末の保守経費のほか、新規事業として、子供たちが日常的にインターネット上をはじめとする膨大な情報に触れる中で、新しい知識とモラルを身につけ、情報化社会に潜む危険などから自らを守れる能力を養えるよう、情報モラル教育の委託料を引き続き計上しております。

ページ下段、項の2の小学校費、目の1寄小学校費でございます。主に学校の管理運営に関する経費、施設の維持管理経費や庁用車の管理経費、また、会計年度任用職員の雇用に関する経費、要保護児童及び準要保護児童の就学援助費として、経済的な理由により就学が困難な学齢生徒の保護者に対し、就学援助を行う経費、給食の提供に必要な経費などを計上しております。

飛びまして、122、123ページをお願いいたします。

中段より下、目の2松田小学校費でございます。寄小学校同様、学校施設の

維持管理に関する経費の支出を行うほか、プール管理、就学援助、給食の提供に必要な経費を計上しております。

124、125ページをお願いいたします。

ページ中段、黒丸の学校 I C T 推進事業におきましては、17の I C T 教育用備品として子供たちが学校で使用するタブレットを順次更新していく経費を計上しております。

126、127ページをお願いいたします。

項の3中学校費、目の1松田中学校費でございます。小学校費同様、管理的義務的経費の支出を行うほか、プール管理、就学援助、給食の提供に関する経費、スクールバスの運行に関する経費を計上しております。

128、129ページをお願いいたします。

ページ中段、学校 I C T 推進事業では、17の I C T 教育用備品として小学校同様、生徒が学校で使用するタブレットを更新する経費を計上しております。

130ページ、131ページをお願いいたします。

項の4幼稚園費、目の1松田幼稚園費でございます。小中学校同様に管理的義務的経費の支出を行うほか、預かり保育に関する経費、給食提供に要する経費を計上しております。

132、133ページをお願いいたします。

目の2寄幼稚園費でございます。松田幼稚園と同様の支出項目ですが、下段、施設整備事業といたしまして、寄幼稚園園舎の将来的な改修を見据え、設計に要する経費を計上しております。

教育課の予算については以上でとなります。

生涯学習推進課長

ページ同様、132、133、最下段でございます。社会教育総務費でございます。

社会教育総務費につきましては、社会教育委員報酬、ページおめくりいただきまして、134、135ページのほうをよろしくをお願いいたします。

生涯学習事業、いわゆる町民大学に係る講師謝礼、18負担金補助及び交付金におきましては、中高生を対象に、文化芸術、スポーツなど各分野において活躍することが期待される生徒の支援のため、また、未来トップランナー育成応

援助成金を町内の小学生が所属するスポーツ団体、文化団体を対象に、育成及び振興を目的とし、スーパーキッズ育成団体助成金を計上し、引き続き、未来を担う人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、放課後子ども教室事業におきましては、国、県補助を活用し、ボランティアの方の協力のもと、放課後に子供たちの居場所づくりとして、安全安心な活動拠点、居場所を設け、体験活動を行うものでございます。

続きまして、地域学校協働活動推進事業でございます。こちらのほうはいわゆる寺子屋の事業でございます。地域の方の協力により、子供たちの居場所づくりとして、小学生については毎月2回の土曜日、夏休み期間の5日程度、様々なプログラムを実施し、また中学生については、夜間に週1回と夏休みの期間のおおむね5日程度の学習支援を実施し、子供たちにとって豊かな体験や学習活動ができるよう支援するための事業でございます。

続きまして、国際交流推進事業については、さくらまつりや観光まつりの開催に合わせ、外国人を受け入れる国際交流ツアーの実施等に係る事業経費でございます。

続きまして、おめくりいただき、136、137ページをお願いいたします。

目2 青少年教育費でございます。中学生交流洋上体験研修や青少年キャンプの経費のほか、青少年教育推進事業で青少年問題協議会委員報酬、青少年指導員の報酬を計上させていただいております。

続きまして、同ページ、目3 図書館費でございます。図書館運営及び維持管理に必要なシステム使用料や受付事務に従事していただく人件費などの経費を計上をさせていただいております。

目4、文化財費でございます。文化財保護委員の報酬のほか、民俗芸能伝承教室の開催経費や、寄祭囃子保存会、大名行列保存会への補助金などの経費を計上させていただいております。

続きましておめくりいただき、138、139ページをお願いいたします。

目の5 生涯学習センター管理費でございます。生涯学習センターの予算では、事務機器の使用料など、窓口事務に係る一般事務経費と施設の維持管理経費と

して、光熱水費や法定の設備機器点検委託、自主事業に係る経費が主なものでございます。

中段14、工事請負費の生涯学習センター屋上防水工事につきましては、改めて、屋上前面の防水工事を実施させていただきたく、計上させていただいているものでございます。

続きまして、自主事業経費につきましては、宝くじ助成事業の内諾をいただいておりますので、ファミリー向けミュージカルの開催を予定したいと思っております。

続きましておめくりいただき、140ページ、141ページをお願いいたします。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費でございます。スポーツ振興推進事業として、スポーツ推進委員の報酬のほか、町民スポーツ大会開催委託料やスポーツ協会への補助金を計上させていただいております。

続きまして、地域スポーツ活動推進事業でございます。町民を対象としたスポーツ教室の開催などを実施したいと考えております。

続きまして、スポーツツーリズム推進事業につきましては、スポーツ資源を観光資源化するための取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。

続きまして、部活動地域展開推進事業につきましては、中学校部活動の地域展開として、平日、休日の活動に係る活動場所の調整、指導者手配にかかる委託料を計上させていただいております。

続きまして、142、143ページをお願いいたします。

体育施設管理に要する経費として、節12委託料として、酒匂川町民親水広場の維持管理に必要な経費等を計上させていただいております。また、節14の工事請負費において松田中学校ナイターの設備改修工事を計上し、スポーツ環境の向上を図るものです。

生涯学習推進課は以上となります。よろしくをお願いいたします。

参事兼政策推進課長

それではですね、公債費になります。

公債費につきましては、元金と利子分でございます。元金につきましては131件、また利子について159件の計上となっております。なおですね、ペー

ジ168ページから183ページに詳細な内訳が記載をされておりますので、よろしくお願いをいたします。

なおですが、今回公債費のほうにつきましては繰上償還分5,000万円が含まれておりますので、その分が増額となっているものでございます。

続きまして、款、諸支出金でございます。こちらのほうにつきましては、公営企業会計の支出金による経費でございます。主な寄簡易水道事業会計の負担金、また下水道事業会計の負担金と貸付金3,000万円を計上しております。

そして、款、予備費、項、予備費でございます。予備費につきましては記載のとおりですね。総額全体の0.5%ほどと言われている予備費を今回は3,500万円、計上しているものでございます。

続きまして145ページに、投資的事業の概要を掲載をさせていただいております。

146、47ページにですね、節別の集計表、7年度と8年度に対しての比較等も記載をさせていただいているものでございます。

148ページから163ページに、給与費の明細書を添付させていただいております。

また164ページ、165ページに債務負担行為の調書を添付しております。

167ページは、地方債の調書でございます。先ほどの公債費の内訳がこの168ページからになります。

そしてですね、特別会計ので最終ページ、416ページにですね、全体の会計のですね、歳入歳出予算の一覧表となっております。予算大綱で説明したとおりですね、今回は103億という形の最大規模の予算となったものでございます。

以上、説明のほうを終わらせていただきます。

議 長 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本日の質疑につきましては、款・項を中心とした比較的大きな質問とさせていただきます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

11 番 飯 田 来期予算のですね、目玉として5億6,812万円を投じて、ボトルドウォーター

一生産施設整備事業を打ち出しましたが、あまり情報がなかったもので、2月21日のタウンニュース、そして3月3日、4日、同僚議員の質問に対する回答ですね。この辺を、断片的な情報しかないんで、ちょっと質問がずれちゃうかもしれないですが、その辺はもしありましたら御指摘をお願いしたいと思います。

まず外貨を稼ぎ将来の水道料金の抑制を目指すという事業計画ですが、調べましたところによりますと、この水ビジネスに参入している企業は、約70社、そしてですね、地方自治体でも自分のところで水道水を使って、ボトルドウォーターを生産しているというところですね、地方自治体によりますけど、無料で配布しているところもあれば、販売しているところもあるようです。販売しているところはですね、500ミリリットルで、100円か120円ぐらいというところが多いようです。そして、なぜ無料で配ったりなんかするのかと言いますと、まず一つはですね、自分の地方自治体の水がですね、安心して飲めるという水源がよいことのPR、そしてですね、災害備蓄用として製造し、防災の意識を持ってもらうというふうな目的で配布しているようなところが多いようです。

それとあともう一つはですね、ふるさと納税の返礼品などでも使われており、鳥取県米子市では1万2,000円の寄附で500ミリリットルが24本、返礼品として出ていました。それと北海道苫小牧市はですね、1万5,000円の寄附で同じく500ミリリットル24本というふうなことで。また炭酸水ですか、そちらのほうも載ってまして、兵庫県福崎町ですか、これではですね、1万円の寄附で、炭酸水500ミリリットルが24本という返礼になっているそうです。

前回ですね、武尾さんへの試算では聞いていてすばらしい数字が出ており、そのままいけば町にとっていい事業だなというふうに感じていました。そしてですね、私なりに試算をしましたところ、やっぱりかなりいい形で利益が出るというふうな結果になりました。

予定どおりいけばよいんですが、問題はですね、生産した分がしっかりですね、流通するかどうかの問題だと思うんですね。1日の出荷台数、出荷本数は単純計算で、まず1年目180万本を生産するという事なんですが、1日当た

り4,931本売れなければ、年間180万本に達成しないわけですよ。それで、簡単に年間180万本という大したことないように感じるんですが、1日当たり割り振りますとね、4,900本、これ1日ね、売れるのかなというふうな、ちょっとね、疑問が湧き上がりました。

それで、3年目は390万本というふうなことでしたよね。それと1日当たり1万本以上の出荷がなければね、目標に達成しないというふうなことで、この辺はどうなのかなというふうなことで質問したいと思うんですが、どういうふうな、この前、指定管理者をこれから募集して、そちらを任せるというふうな話でしたが、現在ですね、ウォータービジネスを、いや、もう既にやっていて、水ビジネスにですね、ノウハウを持っているような会社だったら、1年目からこれ利益出ると思うんですよね。ところが、何もノウハウなくて、新規参入でね、やりたいという事業者はですね、やっぱり最初の4、5年は赤字覚悟で自分の資金力を使って持ちこたえれば、5年目、6年目以降から利益につながっていくのかなというふうにも思います。ということは、それだけ赤字に耐えられるだけのですね、資本力ある、そういった業者でないと無理だということは、前回町長のほうからもね、簡単な説明を聞いてましたが、そのような条件に合った業者をしっかりと見つけるということが、この事業の成否の鍵を握っているんじゃないかというふうに思います。

それで私の質問は、そういった業者、もう既にですね、ある程度目星がついているのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

町長 予算審査特別委員会にまた今年も私は多分参加しないと思うので、この場で回答させていただきます。

この事業はですね、まず、この間の武尾議員の質問にもお答えしたように、本当に上水道事業のこれからのことを考えたときに、非常に町民負担が増えてくるというふうな危機感を持った中で、常にどうしたものかなというふうなのをずっと考えていたという話はさせてもらったところです。寺嶋議員の質問もそうですよね。回答させていただいたところでもございます。

そこで一つヒントになったのはですね、茨城県の境町さん。橋本町長さんの

ところはもう既にこれ、自分のところで昨年かな、今年もう完成して稼働している、稼働し始めるのかな、これから。これも同様に地方創生の費用をいただいて、うちの今やろうとするスキームと同じような感じでやられているというふうな情報を聞いて、そこで参考にさせていただいたというのが一つあります。それで、その事業をやっている方を紹介してもらったりとかということで、大体時間当たりこのくらいとかいうふうなことを聞かせてもらいました。

その企業さんからは、水のビジネスはおっしゃられるとおりに、いろいろあるわけなんですけども、非常にやっぱり今のこの水不足のことがあったりとか、やっぱり危機管理能力的なことがあったり、あとは、都市部の方からすると、やっぱり水の需要があるというふうなお話をいただいております。

境町さんの話をするとですね、昨年、今年はちょっと今取りまとめあれですけど、令和6年度の水だけのふるさと納税で約3億というふうに伺っています。忍野村さんがたしか1億ぐらいだったですかね。というふうなふるさと納税の返礼品で出ていると。炭酸水はですね、山中湖村だったかな。河口湖村だったかな。すみません。あの辺が今、炭酸水をやられていてですね、非常に、富士吉田だった。ごめんなさい。富士吉田ですね。富士吉田のほうが炭酸水が割と出ているというふうなことで伺いながらですね、現状そういった、要は水が出ていくというふうな流通の話は聞いています。

ただ、その話だけ聞いているとよろしくないなので、この間防災協定を組んだ忍野名水さん。あそこも水の仕事を今やられているんで、今どうですかということしていくと、まだまだ規模拡大をしたいというふうなお話を聞いたりとか、またほかの会社さんにも、やっぱり3社ぐらいはお話を聞いた上で、この事業をやる上ですごくメリットがあるなというふうに、まず感じたところです。そこで、ただ単純に地下水を、ほかのところはそうです、地下水を掘って水を上げて、堺町さんもそうなんですけど、地下水を掘って水を供給するだけなので、企業会計に何の影響もないわけですね。一般会計はよくなるかもしれませんが、水道事業会計はよくなる。ただ、そこはちょっと私は発想を変えて、やっぱり水道水を使うことによって、企業会計がよくなる、なおかつ一般

会計のそういった税外収入も入ってくるというふうなスキームでやっていかないと、やっぱりなかなか御理解いただけないだろうというふうな格好で、この事業のスキームをちょっと考えているところでもございます。

よってですね、今3社から話を聞いたところにもよりますけども、どの会社に頼むとかどうとかというふうな目星じゃなくって、この事業の成り立ち、成立性というか、そういったところに関しては、この方向性でいくことによってメリットがあるだろうというふうに理解はしています。

以上です。

11 番 飯 田 どうも詳しい説明ありがとうございました。それで、私がこう考えるのは、この2月21日のタウンニュースにはですね、自治体が自ら水や炭酸水など、製造販売するための工場を建設するということが出ましたんで、町がですね、経営管理をしっかりとやって、それでも町が管理するのかなと。それで利益も出たら全部、町が総取りというふうなことでやるのかなと思いましたが、この前、指定管理者制度を考えているというふうなね、話だったんですが、その辺はどうなんでしょうか。やっぱり指定管理者。

町 長 町が、本当に先ほどお話をいただいたように、本当にいいときはいいんですけど、やっぱり物を売ったりとか、その流通先のノウハウは、もう既に持った方をお願いしたほうが間違いないと思っはいますので、松田町としては投資した分が20年間の中で回収がしっかりとできて、地元の水道企業もよくなり、また地元で雇用が生まれというところを以上に欲張ってしまうと、もしものときに負担が町の町民の方々にこの負担がかかってきますから、そういったことにはならないような事業スキームで考えたいと思っはして、指定管理にしたいというふうに考えてはいます。もうかるんだから直営でやれよというお答えも分かるんですけども、そこを欲張ってしまったときにですね、もしものことが起きちゃうとよくないかなと思っは、今回は指定管理者制度を導入したいというふうに考えています。

以上です。

11 番 飯 田 昔からですね、水商売とか勝負は水物とか、水に関わることわざはいろいろ

あるんですが、これはですね、何を言っているかといいますと、水のビジネスってすごく不安定なんですね。やってみなきゃ分からないような部分もある。もうかるときにはすごくもうかるんでしょうけど、危ない部分もあるというふうなことで、あまりいいことわざでは使われていないというふうなことなんです。

それで、見込み違いというのは世の中よくあることなんですけど、ぜひ、この事業がですね、見込み違いに終わらないような頑張り方をしてもらいたいというふうに思います。例えばですね、皆さん自動販売機でダイドーというコーヒーがよく売れている自動販売機の会社があるんですが、昨日かおとといも新聞に載っていましたよね。今期303億円の赤字だと。あそこ一番ジュースを売っているところでもやっぱり赤字でね。自動販売機場離れというふうなこともありますのでね。やっぱり販売ノウハウ、販売ルートの確立とか、いろいろ問題あると思いますのでね。これから新規というふうなことで、絵に描いた餅に終わらぬように頑張ってもらいたいと思います。終わります。

8 番 田 代 今の飯田議員の質問と似たような内容なんですけど、ちょっと角度を変えて質問させていただきたいと思います。

55ページにボトルドウォーター生産施設整備事業5億6,812万1,000円ですか。計上されています。この事業については、町長のほうから運営の厳しい寄簡易水道会計、これに貢献する事業ということで、その辺はすばらしい発想だなと理解しています。ただ議員もチェックするほうなんで、やはりいろんなリスクを見た中でどうなのかということで、飯田議員とちょっと別の角度で質問させていただきます。

この生産施設整備後の運営、これについては指定管理者に委ねるということで、町からの負担はなく、寄簡水の使用料、これが町にとっては指定管理者から徴収できるメリットがあるということで、非常によい考えなのかなと。要するに管理運営に関するランニングコストのリスクは極めて低いというふうに感じます。私はここでちょっと問題提起したいのが、生産施設の整備、これに関するインシヤルコスト、初期投資が5億6,800万ほどです。このうちポイント

になるのは国庫と県補助金 2 億 7,025 万、これはいただけるわけだから、本当は商業ベースとすれば、この額も見なければいけないんですけども、これは公共団体の有利性ということで、私はこの額は除いて、残った 2 億 9,775 万が国庫と県補助金の残りだと思います。これを起債と、一般財で約 3 億円近い町のお金を投資するわけです。

このお金について、お伺いしたいと思います。ボトルドウォーター事業は、先ほど飯田議員からお話のあったように、多くの企業や市町村で行っている事業なので、はっきり言って松田町は後発組です。先駆者利潤はないけれども、やり方によっては補助金も国・県から半分もらっているんでいけるのかなという考えもあります。でもやはり不安な面もあります。この 3 億円の投資に対して、町は何年ぐらいで回収していく計画なのか。先ほど 20 年というお話もあったんですけども、私の場合はこの投資額、要するに町が 3 億突っ込むわけですから、これについてどのように回収していくかと。これについて少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

町長 御質問にお答えをいたします。3 億のうちというか、借入れをした分に対して交付税算入、先ほどちょっと説明あったと思うんですね。交付税算入をされて残ったお金を、借入れしたやつに対して交付税算入もありつつ、利息もありますので、その辺を考えるとトータルして約、今 2 億 8,000 万近い金額は、町の持ち出しというか、町の負担になるだろうと、実質的に。というふうには予測をしております。それを借入れをするときに約 20 年ということで考えますと、割ると約年間 1,400 万、月 220 万ぐらいですかね。そのお金をですね、この指定管理でいつもなら普通の自治体だったら指定管理料を払って管理してくださいというんでしょうけども、御存じのように松田町は指定管理料がゼロとか、逆にお金くださいというふうな形で、ただでは貸しませんよというやり方をやっていることと同じで、年間に 1,400 万の利用料を我々に払ってくださいというふうなスキームで指定管理を募集したいというふうに考えていますから、結果的にイニシャルの分は 20 年間で、町としてはペイできるというふうな感覚でいます。

そこに業者さんのこのメリットのお話をするとですね、事業者さんとしてはイニシャルコストがゼロでこの事業に参入できるわけですね。実際のところ。それに、減価償却みたいな格好で建てた後の、その分の費用とか、そういったものとかも全くかかってこなくなってきたということからすると、新規に事業展開をまた改めて規模を拡大したい事業者さんからすると、手が挙げやすい。ましてや本来ならば先ほど田代議員が言われているように、本来6億ぐらいかかる事業が3億の自分の負担で済むというようなことになってきますので、事業者さんとしては手が挙げやすいというか、事業に入りやすいというようなこともあります。

またですね、さっき飯田議員の御質問にあった、その水が大体1万円から1万2,000円とかいう話があったときに、今、堺町さんが大体9,000円ぐらいで出しているんですね。という、ある意味、独り勝ちみたいな感じになるんで、松田町も似たような格好の金額で打って出たいというふうな格好で、水道の水を使っても、初期投資がそういった格好で少なくなるんで、そのぐらいの値段では出せるんじゃないかなろうかというふうに見ております。

また1本当たり100円とか120円、例えば、秦野市さんが今100円ぐらいで出したり、中井さんも出したりとかしていますけど、あの水はタンクローリーで水を、秦野とか地域から持って、群馬とかあっちのほうに持って行ってボトリングしているのですよね。だから非常に高いんですよ。だからこの工場ができれば、できたらですよ、各首長さんに言って南足柄もそうですけども、ほかに持って行かずにうちに持ってきてくださいと。うちでボトリングしますからというふうなことで、仕事もできんかなというふうなことも考えながら、うちに、その拠点をつくって、全体がよくなればいいかなというふう考えた事業でございます。

以上です。

8 番 田 代 今、町長、再確認なんですけれども、指定管理業者が寄筒水から、水道の水を買うから水道料が入りますよね。それとは別に、その施設の使用料、要するに市民農園の一番端か。グラウンド、みやま運動広場の少し南側に施設を造

りますよね。そこで指定管理者がやる使用料、要するに借地料みたいなもので
すよね。それが1,400万入るといってお話でしょうか。まずそれ一番大事なこと
なんで、その確認をさせてください。

町 長 はい。お見込みのとおりでございます。

8 番 田 代 それを聞いて安心しました。かなり行けそうな感じです。あと町長ね、これ
ちょっとお願いなんですけれども、5億6,800万の結構大きな事業なんで、一
応これから月曜日、予算審査特別委員会があります。我々も新聞で読んだりと
か、先日の寺嶋議員の一般質問で読んだりだとか、そういったもので今日のや
り取りもやってメモしながら理解しているんですけど、ある程度計画というの
はしっかりペーパーであると思うんでね。そんな細かくなっていいんですけれ
ども、そういったものを月曜日の朝一番で結構なんですよ。出していただきたい
と。これについてはね、町民の方からも、いやいい事業だなんて言う人もい
るし、いやあ、もういろんなところでやっているから大丈夫なのか、こんな金
突っ込んでよと、そういうこともあるんですよ。我々もやはりしっかり予算審
査特別委員会で審査をしたということで、ある程度書き取りだけだと限界があ
りますので、朝一番で資料の提供についてお願いしたいんですけど、いかがで
しょうか。

町 長 特別なちょっと資料というよりも、別に情報共有していい資料として申請に
出した資料がありますので、それをちょっと抜粋して、また新たに作るという
と時間的に余裕がないので、そのようにさせていただければ。

8 番 田 代 ありがとうございます。それほどボリュームは多くなくて結構ですから。そ
れとあまりお手数をかけない中で、大体こういうポイントだけが分かるという
ことで、この事業を安全でいけるんだと。その辺をしっかりペーパーで確認し
たいと思いますので、鈴木参事、よろしく申し上げます。

次に、2点目に質問入らせていただきます。99ページをお願いいたします。
タイトルで言うと、西平畑公園とハーブ館の管理経費です。中段にあります。
これ両方合わせて282万3,000円です。うち、修繕料が借地料、ハーブガーデン
の借地料が180万で、施設修繕費は僅か100万円の計上となっています。西平畑

公園管理条例の一部改正、これでS Lや駐車料金の改正について、令和6年の6月5日、産業厚生常任委員会報告を行っています。このときに施設の損傷がかなり多いと。早急に対応するべきではないかという附帯意見を記載しております。その後、産業厚生常任委員会の勉強会で現地を見たりして、また所管課の担当参事、担当係長と話した中で、公園内の施設補修、これについては中期計画を策定して対応するべきではないかと、そういう指摘をさせていただきました。でも8年度予算では、その前に7年度予算でハーブ館の雨漏りですね。それが明許繰越で今年まで継続になったのは理解していますけども、今年度新しい予算がハーブ館だけで50万、それで公園で50万、100万しかないんですね。

こういったことで、我々が産業厚生常任委員会としてお願いした意見に対して、8年度については、見ていないというふうな感じで、非常に残念です。このことについて、どういうふうに町はお考えなのか、お答えをお願いいたします。

町 長 遠藤参事に後でゆっくり聞いていただければと思って。おっしゃるとおりですね、西平畑公園のあちこち、そういったところあるのはもう本当に承知をしまして、今回はですね、これはうちの課題でもあるんですけども、いろんな都合があつて人為的なものもあつてですね、ちょっとそっちのほうに回す人員がちょっとすみません、こっちの話ですけどもね。そういうことがあつて、どっちかというと寄にちょっと総力をかけてしまったという部分があります。ただ、並行しながら何を言ったかという、あそこの西平畑公園でどの部分がちょっと調子悪いのかとか、あるのかというような調査はして、それに対する大方の費用は出ています。

このくらいお金がかかるとするならば、これは一般財で投下しながらちょこちょこやっている場合じゃないよねというふうなのが今回の結論ですので、地方創生の費用を、今回ほかの案件で結構申請をするのに、また、これも間に合わなかったので申請できなかったんですけども、ちょっとタイミング的に見てですね、補助金の申請をちょっと合致させながら、全体的に今おっしゃるよう

に中長期というか、来年、遅くとも令和9年、10年、11年と3か年なら3か年で、ただ、本当にお認めいただいた後の今年のその申請がですね、早くて6月なんですよ。6月にまた乗っけていくというようなことも頭ん中にありますけれども、ちょっと人的なところで間に合うかなっていったところもあるんで、間違いないところで言うと令和8年は武尾議員のときにお答えしたように、まず計画をしっかり立てて、申請をして、9、10、11のこの3か年間でしっかりと分散しながらですね、一気にお金をかけるんでなくて、やっていきたいというふうに今考えておりましたので、今回令和8年度には、すみません、もうこのような予算で終わってしまっているというような状況でございます。

以上です。

8 番 田 代 我々、私は今、産業厚生委員ではないんですけども、当時の産業厚生委員の意見をしっかりと真摯に聞いていただいて、それでたまたま今年予算対応できない。まさに町長がお話のように、そのお金をどこから持ってくるのよというのは私も同感です。その中で、国のお金をうまく引っ張った中で、財源をしっかりと押さえて、そのためには今回中期計画というか、そういった修繕計画をつくっていただけるってことですね。それと併せて、財源確保もして、9年度に何とか対応したいというお答えですので、ありがとうございます。ぜひ、そのように行っていただきたいと思います。

最後に今の西平畑公園に関連した質問で終わりにします。この公園、指定管理者、現在TUDO Iが契約しております、その期限が令和10年3月31日まで、あと2年なんですよね。その後に契約更新満了になるんで、更新になるかどうかと。

私、前にも一般質問で行わせていただいたのが、懸念事項ということで、以前、指定管理者が2者やっていたと思います。その2者とも補助金をある程度出していたんですよね。補助金とか委託料です。管理委託料、うん百万というお金を出してやっていて、最後撤退された業者はもう少し上げないと、上げてくれないと、撤退しちゃうよと。それで町長のほうでもそこまではつけられないということで、町が直営でやったのは皆さん管理職の方、御存じだと思うん

ですけれども、本当に大変だったと思います。職員がその仕事をやって、あとはお金もかかる。ですから指定管理者制度ってのは、すごい有利な制度だと思います。

そういった中でね、一つお願いがあるのが、交付税というのにね、私ね、目をつけさせていただきました。その前に今の指定管理者は、駐車場使用料、これも値上げしたりだとか、ハーブ館の物産の売上げ、桜まつりの入園料、これ辺りも前と比べてある程度料金改定したんで、その収入で泳いでいると。その代わり町からの委託料は一切ないですよ。その収入の中でやっている。

私、思うんですけど、何回か産業厚生で見に行ったときに、夏場辺りの草刈り、一生懸命汗をみんなかきながら、除草作業ですか。やっているんですよ。収益のあるところはいいんですよ。それだけ人件費かけて、お金になる。でも、公園の部分って、お金にならないんですよ。業者持ちなんですよ。その業者がある程度利益があれば、そちらに回せるんですけども、あれだけ広い公園ですから、かなり厳しいのかなと感じています。で、その業者が2年後に出ていってしまったらまた大変なことになりますから、そのために何とかできないかなということで、8年度予算の交付税を見ましたら、15億円が計上されています。15億です。平成6年の決算は13億円ほどなんですよ。交付税。

6年度ベースの13億の決算ベースでお話しますと、交付税の公園費の基準財政需要額、これが積算では827万ぐらいになっているんですよ。基礎数値で調整されて、最終的には半分ぐらいの400万ぐらいなのかな、入ってきているのはそのくらいかなと思うんですけども、一応はそういった公園について、そのくらい見られていると。400万のうち西平畑公園は幾らぐらいって前に窓口で参事に聞いたとき、150万とか何か、そのぐらいの数字を聞いたような気がします。もし間違ったら参事、訂正してください。

私、何を言いたいかというと、やはり公園管理でもうけにならないところ。そこは国からもその経費について、補填されているということで、最低西平畑公園の交付税ぐらいは少し委託料として出して、きれいな、そういった公園部分を管理していただけたらよろしいのかなと思います。これについては今年

すぐには無理だと思うんですけども、できれば補正で、無理であれば9年度辺りに、ぜひ指定管理者にうまく経営をしていただいて、10年度以降も継続してやってくれるような橋渡しとして考えていただけないかということで、町長、いかがでしょうか。これで質問は終わります。

町 長 ちょっと調べなきゃいけないんですけども、今の数字というのは、都市公園についてのお金なのか、町全体の公園なのか、その辺はよく確認して。それを教えてください。

8 番 田 代 町全部の都市公園に対して、基準財政需要額が827万です。それで調整したりしてね、4掛けとか、45%掛けとかして、ぐっと下がるんですよ。ですから町全体としては400万前後ぐらいかな。そのうち、西平畑公園も含まれていると、内数として。ですから、そういうお金がある程度積算した中でね、そのくらいの部分は指定管理者の公園管理に委託料として支援できないかと。そういうお話です。よろしくお願いします。

町 長 ただしですね、大事なものは、交付税に算入されていて、細かく確かに数字が出ていますけども、それをそれに全部当てていったときに、じゃあ必要などころにお金はない、交付税算入されていないところには一切お金はつかないわけですね。ということもあるので、それを、そういうお気持ちと考え方はもうありがたいくて、というように担当課は言うかも分かりませんが、もう約束している以上はですね、その予算でやっていただきたいというふうなこともあります。ただ、その中で収益をやっぱり得られるように、大家として準備をやっぱりしていかなきゃいけない。その分が冒頭でちょっと話があったように改修をちゃんとやってあげて、それをちゃんと運用していくような状況はやってあげなきゃいけないかなと、というようなことは考えておりますので、なるべく今の事業者さんが、もっとお話すると、前の事業者が逃げたのは、御存じのように、駐車場の値上げを議会で反対されちゃったんですね。あれが原因でなくなっちゃったんですよ。それは我々のせいじゃないんです。そこは。だから我々が値上げをすとか、何とかって言ったときは、必ず理由があるんです。それで結果的にうちに戻ってきちゃったんで、毎年毎年募集かけても誰もいな

かった。今はもういろんな皆さん方の御協力をもって、入園料とか、ああいったものを取って、取らせていただくことになったので、それなりの収入を見込んで手を挙げてもらっているというふうなことでもございます。

ですので、今日は田代議員から、担当課としては助け舟を出してもらっていると思っていますけど、私はそう思っていない。約束は約束、ちゃんとやってもらいたい。ただ、その中で今度その先のサウンディングをするときに、誰もいなかった場合には、ちょっと金額上げてもしなきゃいけないよねとかっていったところはあるかなと思うんで、契約上でデマンドバスも一緒です。もう契約上うたっていないような赤字補填はしないというようなことだけは強く言っておきます。

以上です。

8 番 田 代 町長、丁寧な御回答ありがとうございます。

議 長 田代さんに申し上げます。番号とお名前を言ってから発言してください。

8 番 田 代 一般質問のときはずっと固定でやっているから、それは前に廃止になっているはずですよ。ほかのときは言わなければいけない。

議 長 調べておきます。

8 番 田 代 今、私がずっと話しているわけですから。

議 長 分かりました。

8 番 田 代 この時間の38分、まだありますから、そのときまではいいんですよ。今度新しい人がいたら、そこで変わるわけですよ。ですから、議事録にも必要ないはずですよ。そういうことでよろしいですか。

議 長 よろしいです。

8 番 田 代 町長のお立場よく分かります。私も一つの一節です。考え方です。要は、勝負は2年後の10年の3月なんですよ。その前の半年ぐらいから交渉が始まってくると思うんですよ。そうすると、今の指定管理業者は一生懸命、私やっているとします。いろんなアイデアも出して、お金も突っ込んで。何でも町にやってくれじゃなくて、送迎バスの車を、中型バスですか、買ったりしてやっています。ですから、そういう町にとっても有利な業者ですからね。これから次

の交渉ですよ。契約ごとだから、それで余分なお金は出せない。それは分かります。ただ、その次のときに一ついろいろ交渉する中で、やはり町が支援しなければいけないこともあると思いますので、今回の予算でちょっと例外的に発言させてもらいましたけれどもね、そういったことで、すみませんが、よろしくをお願いします。要望で終わります。回答は必要ないです。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

1 番 北 村 先日ですね、お示しいただいた令和30年度までの財政推計、確認させていただくとですね、公共施設の更新等に伴う普通建設事業費とか子育てや高齢化の支援などの扶助費は一定水準での推移を想定している中で、町税収入は減少するという見込みになっているかと思います。要するにですね、今と変わらない住民サービスを行うんだけれども、自主財源が減少していくという厳しい推計の中で運営を行っていただくことになるかと考えています。そのような中で、松田町として、稼ぐ町として自主財源を確保するために投資が必要となっていると理解しますが、まずはですね、その認識でよろしいか、ちょっとお考えを伺いたいです。

町 長 大体合っていますね。ただ、交付税も見てもらって分かるように、事業をやったことに対する交付税算入というのは当然二つあるんですけども、やっぱり人口が減っているところの多く入ってくるものもあれば、人口が減る上での減っているという、その差額で数字が出ているという、その仕組みがまず大事になってくるかなと思っていますので、人口が減れば当然それに対する対象者が減るから、それに対するサービスというのは同じ水準だけでも、出ていくお金が減っていくというようなことになっています。

ただし、どうしてもやっぱりニーズが上がったりとか、いろいろすることになってくることもありますし、特に今日、先ほどおっしゃられた、その公共施設ですよ。公共施設はほかの町からすると人口の割からすると面積が多過ぎるから減らそうとかいうふうなところも当然ありますけど、なるべくそうはしたくないので、維持するためにもこのぐらいのお金が必要になってくる。ただ

それが建て替えじゃなくて、その代わり改修にさせてもらおうとかいうふうな格好での今、公共施設管理計画を立てているところでもございます。

御指摘をですね、まさかもらうとは思ってなかったんであれですけど、実は昨日、もう一回その公共施設管理計画をですね、令和9年から総合計画がスタートをしますので、要は令和8年度のこの1年間の間で公共施設管理計画をもう一回見直すように、昨日、実は飛ばしたばかりだったので、その辺は必要なものとそうじゃないものと、要は価格が、あとやっぱり上がっているだとかいうようなものを、もう再度もう一回見直して、第七次かな、になるような総合計画にちゃんと組み込むような格好で考えているところでございますので、その今の先ほど冒頭の質問は、大体合っているということですみません、お願いします。

1 番 北 村 この財政推計の前提が消費者物価指数がこのまま高止まりしているよという前提なので、こちらの推計でというようなことで今、進んでいるというようなところが基本だとは思いますが。

いずれにしてもですね、実財源について確保というのは非常に大きな話になってくると思うんですけれども、将来を見据えた場合、松田町としてですね、どの程度の自主財源の確保を目指すのか。そういったところ何か目標とか、お考えあればちょっと伺いたいなと思ひまして、よろしく願いいたします。

町 長 財政推計を見てもらって、あの数字がありますけども、最低限その数字はちょっと維持していかなきゃなという目標に掲げさせていただいています。その目標って、寝ていて黙っていて、その数字が上がってくるものではなくて、本当に役場の職員の知恵と工夫と、町民の方々の御協力と議員の皆様方の御理解がないと、この数字はできるものではないと思います。

今、幾つか投資の、令和8年についてまでは投資をするということもありますけども、やっぱり消防だとか、広域だとか、広域の事業だとか、ああいったものに内政上の事情でお金が足りないからすみません、そっちのお金払えませんというようなことは恥ずかしくて言えないようなこともありますから、そうすると払うのを優先的にそっちに払ったりすると、どこかのサービスをやめな

きやいけないですよ。で、今のところはそういったサービスをやめるということは考えていませんけども、ただ、今の自主財源の確保ができなかった場合には、そういったことなんかがもう普通に起き得るというふうに考えています。

以上です。

1 番 北 村 財政推計の推計ですけれども、これを目標にというようなことで進んでいくということで理解いたしました。今、一般会計予算の話なので、数字に焦点を当ててのお話をさせていただきますけれども、やっぱり人口も減っていつてしまうということは地域を担うプレーヤーもどうしても減ってきてしまうというようなところもございまして、特にその投資的事業についてはですね、地域の方々をなるべく巻き込みながらですね、地域のプレーヤーを育てられるような環境をつくりながら動いていただければと思います。確かに今の指定管理の話とかで、いやプロがいうのは、絶対もう安定と安心はそちらのほうがいいとは思いますが、ある程度のところで、一般の町民の方も巻き込んでいけるような形で、何とか一つ考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

またですね、現時点でこの推計ですよ。町税が減っていく中で変わらぬ住民サービスを提供するために投資が必要だと。この状況というのはですね、やっぱり町民にですね、情報の共有をいただいて、この御事情、事情というかですね、今、現時点での松田町を知っていただいて、みんな一致団結してですね、前に向かって進んでいきたいと思っておりますので、それも併せてですね、お願いいたします。

以上、質問を終わります。

7 番 平 野 議長にお許しいただきありがとうございます。

今日はね、ミモザをつけておりまして、今日女性の休日という日です。50年ほど前にアイスランドでね、女性は家事や育児やその他もろもろのアンペイドワークも含めて、一切やめちゃったと。それで、それをきっかけにアイスランドでは男女共同参画がどんどん進んでいったというきっかけになった日で、そして3月8日は国際女性の日ということで、そんなちょっと長い前置きをしま

したが、ちょっと今年も今年度も男女共同参画の予算が非常に少なく、5万3,000円ですか。53万じゃないよね。何かとっても少なく、あつて思ったんですが、やはり、ちょっと何か、その辺のところは、何かこう、工夫ができないのかなというのが非常にもやもやしたものがあります。

それから、あとは今回生涯学習の予算がちょっと増えているなと思って喜んだら、ハードのね、防水のすごい大変な工事があったんで、これかと思って、やはり中身のソフト部分のところで見ると、やっぱり文化関係がちょっとまだまだ弱くて。ただ、このハード工事が完成すれば、またいろいろと充実した活動をしていただけるのかななんて思って、せっかく生涯学習課が独立してね、2年目なので、ぜひやってほしいんですが、去年辺りも子供向け、いろいろ充実していたなと思うんですが、やっぱり大人向けのこれはというものが、ちょっと寂しかったというか、宍戸さんもあったり、あと神奈川県のほうから来た童話のやつも、マザーグースもあったりとかしたんですが、ちょっとやっぱりその先ほどの北村議員の話じゃないけど、巻き込みが足りなくて、本当に少ない人しか来なかったというのもあって、何か、その辺はもうちょっと工夫してほしいというところ。あとやっぱりバランス、スポーツと文化のバランスというのを、やっぱりちょっと全体考えてほしいなというのが、やっぱりこれはね、どちらかというと理事者のほうへ答えてほしいところです。その2点。

それからあとは何人かが質問されたボトルドウォーターのことですけれども、私のほうにも面白い、いい企画だという話と、やっぱり心配をする声と両方届いております。だんだんいろんな議員が質問することで、概要が見えてきて、私としては聞いていて安心材料のほうが大きいような気がしているんで、それをまた私もしっかり返していきたいなと思っているんですけども、一つタイミングとして、この3月に水道の審議会が答申が出るのかな。それで、この後、パブリックコメントにも出ていた値上げの案に沿って、また議会のほうに投げられるんだと思うんですけども、この50%ぐらいのアップの案になっていると思うんですけども、これはそのボトルドウォーターのいい影響が出るということ織り込み済みのものなのかというところ、あとは寄の管理センターも、

お風呂とかシャワーとか、お水を結構使うような改修をしたので、その辺りも織り込み済みなのかなというところ、そこの辺をちょっとその関係を聞かせていただければと思います。

以上、3点お願いします。

町

長 手短に。まずボトルドウォーターの関係で、水道審議会の50%アップについての影響ということで、まず管理センターのほうはまだ含まれていないというのが一つ、でいいよね。どのぐらい使うか分かんないということで、まずそこまでは影響は考えていないということと、ボトルドウォーターの施設も、まずは予算を認めてもらって、補助金の申請を出していますけども、その申請が通るかどうかわからないということもあるんで、審議会は、そういったことがあるということ的前提にではなくて、それがなかった場合にとかという、そういうちょっと議論は置いて、このまんまいった場合にこうなりますよという議論の中で、今回の平均して50%で、いかがでしょうかというふうなことの議論をしてもらっているということでございますので、恐らくこのボトルドウォーターができます、お風呂みたいな水がががん使ってくれるというふうな状況になると、それを加味した形になってくれば、当然ですけども全体でどうでしょうかね。35%ぐらいか、もうちょっと低くなるのか、それはちょっと計算上、してもらわなきゃいけないんでしょうけども、その実際にアップする率は私は変わるというふうに思っています。それが1つ目ですね。

あと、3つのうちの1つは、男女共同参画のやつでいいですか。予算が足りないということで、すみません。それに特化した予算が足りないというようなことになりますので、スプラポもね、もうちょっとそういった活動をする拠点でもありますし、あとはいろんな事業に対してやっぱり女性、男子も女子もそうなんですけど、何かいろんなイベントを通じて共同参画をやっていきたいというふうに考えているところでございますので、下の、次の二つ目の質問の生涯学習センターの活用の仕方にも関わってきますけども、とにかく男性、女子、ある意味こだわらず、町民をとにかく巻き込んで、このいろんな事業をやっていくということは、もう当たり前の話でありますし、そういったことをやるた

めに、生涯学習推進課を立ち上げたというところもありますので、遠藤雅くんだけがやっていくわけじゃなく、町全体でそういった機運をやっぴり高めてやっぴりいかなきゃいけない。

やっぴりその機運を高めていかないと、やっぴり地域コミュニティーもやっぴり崩れてきちゃっているところもありますし、いざ災害が起きたときに、要はどこ誰か分かりませんでは話にならないと思いますので、そういった観点で、全ての事業にそういった協働という部分にはつながっていくんだというような意識を、まずは課長さんたちがしっかり持っていただいて、そこからいろんな事業に、だからそれを踏まえながらやっていくというようなことを今後も参加の募集をかけたり、いろいろするときにはですね、お声がけするだとかいうことを理解するように、ちゃんと我々のほうで指示、指導しながらやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

7 番 平 野 そうですね、何か、その見えている予算は少なくとも、全体で意識を高めていくということで、ぜひ期待させていただきたいと思います。

それから屋根のことなんです、防水のことなんです、ちょっと誤解をされている町民もいて、大規模改修で1回やったはずじゃないかと。防水工事ね。そのときの工事が不完全だったからいけないんじゃないかと。それは業者のほうの責任だからそういうお金で持ってもらえないのかみたいなことを言われる方がいたりしたので、たしか、あのときは、この上の防水ってやっていないんですよ。横からは頑張ってやってもらって。だからその辺の事情がやっぴり一般の町民で理解されていない方が結構いらっちゃって、またやるのみたいなことを言われる方、いられるんです。ただ、やっぴりその辺の発信、前はここ、今回はここ、でもこれですごい万全になるよというふうな、やっぴり発信が大事かなと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

では、これは要望なので終わります。

議 長 あれはよろしいんですか。文化。

7 番 平 野 そうですね、スポーツと文化ね。今ちょっと足りなかったですよ。すみま

せん。

議 長 ごめんなさい。生涯学習推進課長ですね。

生涯学習推進課長 スポーツと文化、予算のバランス、事業のバランスということかと思えます。今年度については70周年というような大きな命題の中で、子供向けのサンリオもやらせていただきですね、こういったことで町民の方のみならず、町外の方も楽しんでいただく、来ていただくというようなこともかなったのかなと。そういった中で来年度はですね、そういった冠が外れた中で、また事業を推進というか、やっていかなきゃいけないというところですから、当然町民大学とか、そういったところも含めてですね、今までその情報発信というところも課題とは思っている中でも、なかなか改善できていなかった部分でもあるので、そこは課員一同というかですね、教育課全体としてというか、いろいろ手を変え、品を変え、手を借りながらですね、進めさせていただかなきゃいけないのかなと。

また登録団体制度とかある中で、そういった方のお力もやっぱり借りなきゃいけないタイミングかとも思っておりますので、その辺はいろいろ御相談、御指導いただきながらですね、進めさせていただければと思います。よろしくお願いいいたします。

7 番 平 野 ぜひね、そちらのほうにも力を割いていただくことと、それからやっぱり団体にもね、協力していただくというふうに、そちらから言っていたので、ぜひお願いしたいところです。よろしくお願いいいたします。

議 長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議はこれをもって延会といたします。

ごめんなさい。失礼いたしました。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、一般会計予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は一般会計予算審査特別委員会を設置し、底に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に委員の選出、正副委員長の選任をお願いいたします。決定いたしましたら議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。 (11時53分)

議長 休憩を解いて再開します。 (11時54分)

休憩中に一般会計予算審査特別委員会の委員が決定しましたので、読み上げます。委員は議長を除く10名です。

委員長には田代実くん、副委員長には吉田功くんが決定しました。審査をよろしくをお願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本日の会議はこれをもって延会といたします。本日はお疲れさまでした。

なお、現地視察、13時から行いますので、1時じゃ早いですか。大丈夫ですか。1時半に正面玄関のところにお集まりください。 (11時55分)